第Ⅲ部

我が国企業の ビジネスチャンス 拡大のための 事業環境整備

第一章

世界に広げる「経済連携の網」と 多角的自由貿易体制等の構築

第1節

世界経済との連結性を強化する経済連携 (EPA/FTA)

第2節

投資協定

第3節

租税条約

第4節

EPA/FTA の利用状況と利用促進のための情報提供について

第5節

世界・地域規模でのルール形成に 向けた取組

我が国の貿易収支が3年連続で赤字を計上し、経常収支の黒字幅が縮小する中、我が国産業の 競争力強化に向けて、国内外のビジネス環境整備がますます重要となっている。政府としては、産 業競争力強化のため、民間設備投資やベンチャー投資の活性化等の産業の新陳代謝の促進、中小企 業・小規模事業者の事業の持続的発展、イノベーションの推進等の施策を重点的に実施していると ころであるが、我が国企業の国際競争力を強化するためには、グローバルなビジネス環境の変化に 対応するため、高度成長期時代のビジネスモデルから脱却したビジネスモデルの再構築も必要と考 えられる。

具体的には、規模の拡大・多様性の強化と事業スピードを両立する新たな「価値創造のパターン」 に対応したビジネスモデルの再構築が必要である。また、我が国産業や地域経済を支える中堅・中 小企業においても、限定的な専門分野に経営資源を集中することで世界市場で高いシェアを持ち、 高い収益力を確保する「グローバルニッチトップ企業」など、グローバルな環境変化に対応しよう とする企業を後押ししていくことが重要である。

こうしたグローバルニッチトップ企業の輸出促進及び海外でビジネスを展開する国民・企業が世 界経済の成長の果実を享受するチャンスを拡大するため、国際展開戦略を引き続き推進していくこ とが重要である。第Ⅲ部では、国際展開戦略の3つの柱である経済連携等の推進、新興国戦略、 対内直接投資の促進について紹介していく。

世界に広げる「経済連携の網」 多角的自由貿易体制等の構築

世界経済との連結性を強化する経済連携 (EPA/FTA)

1. 経済連携(EPA/FTA)の効果¹

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっ ては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化 の面で意義があり、他方で、外国に拠点を設置する等

の投資をする又はサービスを提供する企業にとって は、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるとい う点で意義がある。

EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上 に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定をいう。 近年の FTA の中には投資環境整備等の EPA の要素を含むものもあり (例:韓米 FTA)、EPA と FTA の区別は厳密なものではない。ま た、EU は旧植民地とのFTA を EPA と称しており、日本とは少し意味合いの異なる用語法となっている。

例えば、輸出の面では、関税削減によって日本から の輸出品の競争力を高められる。例えば、メキシコで は乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、 インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課さ れているが、EPA を利用した場合、これらの関税が ゼロになる。また、複数国・地域間で結ばれる広域の EPA では、EPA ごとにバラバラに決められている要 件・手続を統一し、企業が地域内での EPA をより使 いやすくするメリットがある。例えば、EPA を利用 して関税削減の恩恵を受けるために必要な要件・手続 (原産地規則と呼ばれる)を地域内で統一することは、 企業の事務コストを削減し、EPA の活用対象国を広 げやすくする効果がある。このほかにも、広域の EPA のメリットとして、地域内の複数国で生産され た製品に対して EPA を使いやすくなること、地域内 の物流拠点 (ハブ) に貨物を集約し、物流拠点からの 分割輸送を可能となること等が挙げられる。

海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、 海外事業で得た利益に対する日本への送金の自由を確 保、現地労働者の雇用義務等の規制を制限・禁止、民 間企業同士で交わされる技術移転契約への政府の介入 規制等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資 の安定性を高めている。

また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

この他にも、我が国の EPA では、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けている。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコでは模倣品取締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアでは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。なお、最近の「ビジネス環境の整備に関する委員会」での成果についてはコラム 13 に記載している。

2. 経済連携(EPA/FTA)を巡る全般的な動向

1990年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと(例:米国及びECがそれぞれNAFTA(1994年発効)及びEU(1993年発足)への取組を加速させる等)、②NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自

由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中で EPA/FTA を活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000 年代後半以降、WTO ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的に EPA/FTA を結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT 第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)3の通報件数は、1990 年には27件に満たなかったが、2014年1月時点で583件まで増加している4。

3. アジア太平洋地域の経済統合と世界の FTA 動向

東アジア・アジア太平洋地域では、2002年に日本がシンガポールとの EPA を発効させたことを受けて、FTA

を結ぶ動きが活発化した。2000年代後半にかけてシンガポール、マレーシア、韓国、中国等が東アジア地域内外

² 日メキシコ EPA では「ビジネス環境整備委員会」、日スイス EPA では「経済連携緊密化小委員会」、日ベルーEPA では「ビジネス環境の整備に関する小委員会」等、規定される EPA ごとに呼称が異なる。本白書では総称として、「ビジネス環境の整備に関する委員会」と表記する。

³ 地域貿易協定(Regional Trade Agreement):EPA/FTA や関税同盟を含む特定の国・地域の間での貿易の自由化等を約束する協定の総称。

⁴ WTO ウェブサイト (http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm) 参照。

の国・地域との間で多くの FTA を発効させた。

ASEAN においては、2010年、ASEAN 原加盟国 6 か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピ ン、マレーシア、ブルネイ)の間で関税が原則撤廃さ れるとともに、物品分野については全ての「ASEAN +1」のFTAが発効し、東アジア地域のFTAが新 しい段階に進んだと言われる。「ASEAN + 1」の FTA とは、ASEAN と周辺6か国(日本、中国、韓国、 インド、豪州、NZ)が個別に結んだFTAであり、 ASEAN をハブとして東アジアに FTA 網が張り巡ら された形となった。

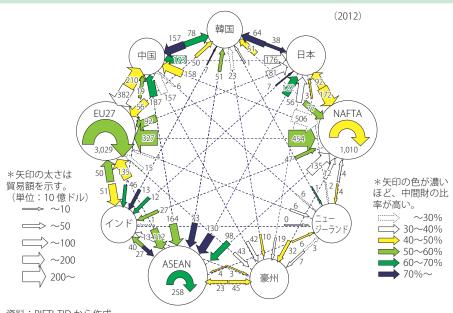
こうした FTA 網の整備も手伝って、東アジア地域、 あるいは最終消費地も加えてアジア太平洋地域では、工 程間分業、生産拠点の集約化及び最適配置は相応に進 展してきている (第Ⅲ-1-1-1 図) が、広域経済連携によっ て更に統一的なスケジュールで関税を削減し、ビジネス

活動に関する様々なルールを共通化することができれば、 企業がこの地域全体にまたがるサプライチェーンの高度 化に取り組むことを一層後押しすることとなる。

特に、アジア太平洋地域では、APEC参加国・地 域の間で、FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の実 現が目指されており、そのための道筋として、TPP(環 太平洋パートナーシップ)、RCEP (東アジア地域包 括的経済連携)、日中韓 FTA 等の広域経済連携の取 組が同時に進行している (第Ⅲ-1-1-2 図)。

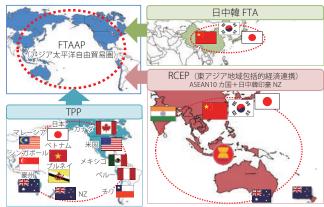
2013年3月には日中韓 FTA、2013年5月には RCEP についてそれぞれ交渉が開始され、米国と EU との間で も 2013 年 7 月に TTIP (環大西洋貿易投資パートナー シップ) 交渉が開始した。2014年5月現在、北米、欧州、 アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組 が同時並行で進行している(第Ⅲ-1-1-3図)。これらの 取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、

第Ⅲ-1-1-1 図 東アジア地域におけるサプライチェーンの実態



資料: RIETI-TID から作成。

第Ⅲ-1-1-2 図 FTAAP への道筋



資料:経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-3 図 世界の FTA 動向

○EU は日 EU・EPA の他、米 EU・FTA(TTIP)についても交渉中。 ○アジア太平洋地域では、日中韓 FTA、RCEP(※)、TTP 等のイニシアチブが進行。 ○先進国間でも高いレベルの EPA/FTA の締結が進むことで、世界全体の貿易投資に関す るルールづくりが進む。



資料:経済産業省作成。

 \mathbf{III}

先進国間でも高いレベルの EPA/FTA の締結が進むこ とで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むこ

とが期待されている。

4. 日本の EPA 取組状況

我が国はこれまで、13の国・地域との間でEPAを 発効させてきており、2014年4月に日豪 EPA が大筋 合意に至った。また、現在その他に4か国・6地域 (TPP、RCEP、AJCEP サービス貿易章・投資章、 日中韓 FTA、日 EU・EPA、日モンゴル EPA、日カ ナダ EPA、日コロンビア EPA、日韓 EPA(交渉中断 中)、日 GCC・FTA (GCC 側が FTA 一般について見 直し中)) との間で交渉会合が行われている。2010年 10月より交渉が行われていた AJCEP のサービス貿 易章・投資章の交渉は2013年12月にルール部分につ いて実質合意に至った。さらに、2014年1月に日ト ルコ EPA につき、交渉を開始することで合意がなされ た(第三1-1-1-4 図、第三-1-1-5 図)。

自由貿易の拡大、経済連携の推進は、日本の通商政 策の柱であり、特にこれからは、TPP、RCEP、日中 韓 FTA、日 EU・EPA 等の広域的 EPA を推進し、 世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジ ア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくこと が、日本の成長にとって不可欠といえる。

「日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)」に おいても、「FTA 比率(貿易額に占める FTA 相手国 の割合) を現在の19%から、2018年までに70%に高 める」ことを決定しており、引き続き交渉を進めてい るところである。

以下、現在の我が国の経済連携の取組状況について、 (1) 大市場国・地域との経済連携、(2) その他の経 済連携の取組に分けて紹介する。

(1) 大市場国・地域との経済連携

【TPP(環太平洋パートナーシップ)】(交渉中)

① TPP 交渉の経緯

2005年、シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4 か国は環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、 通 称 P4協定) に署名し、2006年に発効した。2010年3月、 上記4か国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた 8か国で環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定交渉が開始した。

第Ⅲ-1-1-4 図 日本の EPA 交渉の歴史

日本の発効済 EPA (12 カ国・1 地域) 2002年11月 日シンガポール EPA 発効 ●日本で初めての経済連携協定 1999年10月 シンガポールから日本に対して FTA 締結を提案 (経緯) 2000 年 10月 森首相とゴー・チョクトン首相との首脳会談で交渉開始に合意 2002 年 1月 森首相とゴー・チョクトン首相との間で署名 2005年 4月 日メキシコ EPA 発効 ●他のアセアン諸国に対し、日本との FTA 締結への関心を喚起 2006年 7月 日マレーシア EPA 発効 2003 年 12 月 タイ、フィリピン、マレーシアとの間で FTA 交渉開始に合意 2007年 9月 日チリ EPA 発効 ●日本の輸出品にとってメリットのある交渉結果 2007年 11 月 日タイ EPA 発効 ・乗用車:7年目に関税撤廃(※大型バス、トラックを除く) 鉄鋼:即時又は段階的に関税撤廃 ・政府調達:メキシコのFTA締結国優遇制度による差別的待遇を解消 2008年 7月 日インドネシア EPA 発効 2008年 7月 日ブルネイ EPA 発効 ●日本側の農産品についても一部を市場開放 2008年 12月 日アセアン EPA 発効 ・牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ(生果、ジュース)等:関税割当を設定 2008年 12月 日フィリピン EPA 発効 ●初の広域 EPA 2009年 9月 日スイス EPA 発効2009年 10月 日ベトナム EPA 発効 ・二国間 EPA を締結していなかったカンボジア、ラオス、ミャンマーをカバー・日本とアセアン域内にまたがるサプライチェーンで、EPA が利用可能に (原産地規則の累積規定) 2011年 8月 日インド EPA 発効 ●二国間 FPA とは別個の協定 ・企業は、日アセアン EPA と既存のアセアン諸国との二国間 EPA を比較して、関税率 2012年 3月 日ペルーEPA 発効 や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能

第Ⅲ-1-1-5 図 日本の EPA 取組状況

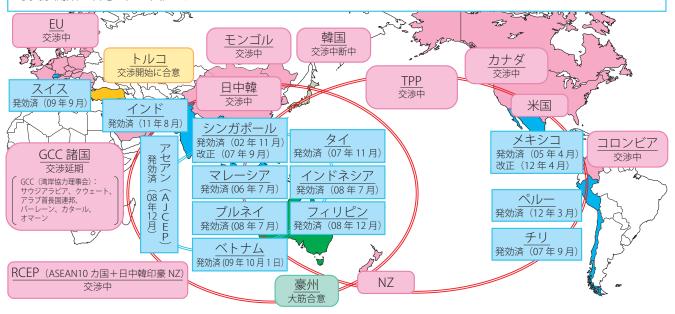
●発効済(12 カ国 1 地域):シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー

●大筋合意(1 カ国): 豪州

●交渉中等(4 カ国 6 地域):TPP、EU、RCEP、日中韓、AJCEP サービス・投資章(実質合意)、モンゴル、カナダ、

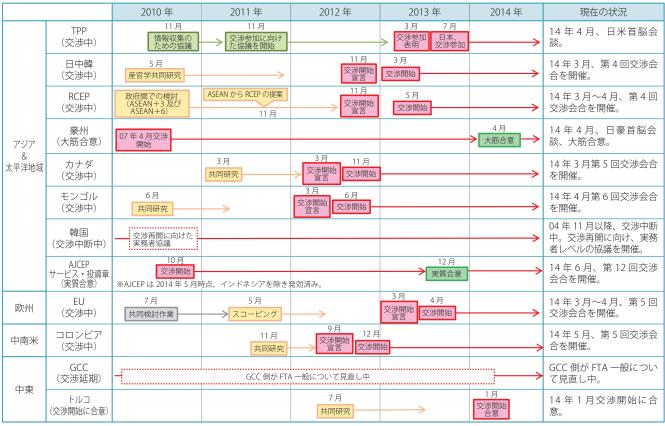
コロンビア、韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力理事会)(交渉延期)

●交渉開始に合意(1カ国):トルコ



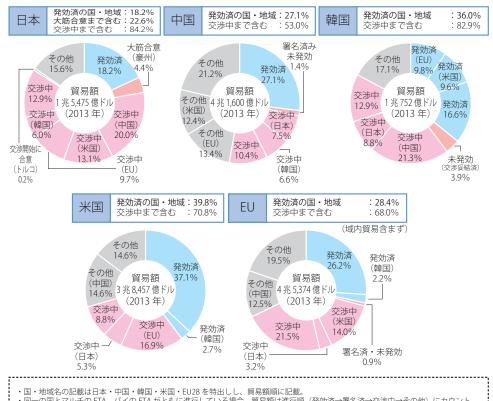
資料:経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-6図 EPA 交渉の状況



III

第Ⅲ-1-1-7 図 各国の FTA カバー率比較



- 同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順(発効済→署名済→交渉中→その他)にカウント。 貿易額データ出典:Global Trade Atlas(2013)
- ・小数第2位を四捨五入のため合計は必ずしも100%とならない。

資料:経済産業省作成。

その後さらにマレーシア (2010年10月)、メキシ コ (2012年10月)、カナダ (2012年10月) が交渉に 参加し、日本は2013年7月に交渉に参加した。2014 年5月現在、計12か国が交渉に参加している。

2013年3月には、シンガポールで第16回交渉会合、 5月にペルーで第17回交渉会合、7月にマレーシアで 第18回会合、8月にブルネイで第19回交渉会合が開 催された。

同年10月、インドネシア・バリにてAPEC首脳会 合が開催された。この際、TPP 交渉参加 12 か国の首 脳会合及び閣僚会合が開催され、首脳声明及び貿易閣 僚による首脳への報告書が発表された。首脳声明では、 「年内に妥結することを目的に、これから交渉官は残 された困難な課題の解決に取り組むべきであることに 合意した。」との発表がなされた。

その後、11月に米国ソルトレイクシティで行われ た首席交渉官会合での議論を経て、12月、2月にシン ガポールで TPP 閣僚会合が開催され、2月の閣僚会 合において「共同プレス声明 TPP 閣僚会合」(第 Ⅲ-1-1-8 図)が発表された。

② TPP の交渉分野について

TPP はアジア太平洋地域において、21 世紀型の新 たな経済統合ルールの土台を作り上げていく野心的な 試みである。高いレベルの関税削減・撤廃だけではな く、第Ⅲ-1-1-9図の21の分野5のような、サービス、 投資、知的財産、金融サービス、電子商取引、環境、 競争政策等、幅広い分野で新たなルールを構築するこ とで、成長著しいアジア太平洋地域全体に大きなバ リュー・チェーンを作り出すことができるものと期待 される。

③ 我が国の交渉参加について

我が国の TPP 交渉参加については、2013 年 2 月に 行われた日米首脳会談において、安倍総理とオバマ大 統領との間で、1) 日本には一定の農産品、米国には 一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易 上のセンシティビティが存在すること、2) 最終的な

USTR 等のプレスリリースでは、「29 章」と呼ぶことがある。ただし、部会や交渉分野の数え方は、交渉会合によっても異なり、協定の 章立てがこのとおりになるとは限らない。

第Ⅲ-1-1-8 図 TPP シンガポール閣僚会合 結果報告

共同プレス声明 TPP 閣僚会合(仮訳) 於:シンガポール 2014年2月22-25日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポー ル、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて4日間の閣僚会合を終えたところであり、最終的な協定に向けた更なる躍進 を遂げた。

我々は、前回の閣僚会合で<u>特定された着地点の大部分について合意</u>した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバラン スの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業 <u>の重要な部分を占める市場アクセスについても進展</u>させており、市場アクセスの全分野に渡る野心的なパッケージの完成に向けた作業を継 続する。

今回の会合を受けて、我々は、残された課題について各国国内で協議を行う。

我々は、昨年10月にバリで首脳から指示された通り、2011年にホノルルで設定された目標の達成に向けた協定について、できる限り早 期に結論を得るために努力している。我々は、TPP 参加各国において、国民の雇用、企業の機会、経済成長、発展を創出するような協定を実 現するために必要となる相当な水準の努力を注ぐ。

資料:「共同プレス声明 TPP 閣僚会合(仮訳)」(出典:内閣官房 TPP 政府対策本部)。

第Ⅲ-1-1-9図 TPP 交渉で扱われる分野

TPP の基本的考え方

(出典:2012年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。 2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTA の基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知 的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農 業、繊維・衣料品、工業)	(2)原産地規則	(3)貿易円滑化	(4) SPS (衛生植物検疫)	(5)TBT(貿易の技術的障害)
等を定めるとともに、内 国民待遇など物品の貿易		ついて定める。	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	工程等について「規格」が
(6) 貿易救済 (セーフガード等)	(7)政府調達	(8)知的財産	(9)競争政策	サービス
ある産品の輸入が急増 し、国内産業に被害が生 じたり、そのおそれがあ る場合、国内産業保護の	による物品・サービスの	な保護、模倣品や海賊版に 対する取締り等について定		(10) 越境サービス 国境を越えるサービスの 提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制 等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるととも に、市場アクセスを改善する。
サービス		(14)電子商取引	(15)投資	(16)環境
(11) 一時的入国 (12) 金融サービス (13) 電気通信 貿易・投資等 金融分野の国 電気通信の分 のビジネスに従 境を越えるサー 野について、通 事する自然人の ビスの提供につ 信インフラを有 入国及び一時的 いて、金融サー する主要なサー な滞在の要件や ビス分野に特有 ビス提供者の義 手続等に関する の定義やルール 務等に関する ルールを定める。 ルールを定める。			内外投資家の無差別原則 (内国民待遇、最恵国待遇)、 投資に関する紛争解決手続 等について定める。	に環境基準を緩和しないこ
(17)労働	(18)制度的事項	(19)紛争解決	(20)協力	(21)分野横断的事項
	当事国間で協議等を行う	よる締約国間の紛争を解決 する際の手続きについて定	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分 な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	制や規則が、通商上の障害 にならないよう、規定を設

資料:「TPP協定交渉の現状(説明資料)」(出典:内閣官房 TPP 政府対策本部)。

結果は交渉の中で決まっていくものであること、3) TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃す ることをあらかじめ約束することは求められないこ と、の三点について明示的に確認され、「日米の共同 声明」(第Ⅲ-1-1-10 図) を発出した。

このような動きも踏まえて、3月15日に安倍総理 は記者会見を行い、日本として TPP 交渉に参加する 決断を表明し、その旨関係国に通知した。

さらに、4月12日には、米国との交渉参加に向け た協議が成功裡に終了したことが確認された。(「日米 協議の合意の概要」(第Ⅲ-1-1-11 図)参照)

④ 日本の TPP 交渉参加以降の取組について

日本は、2013年3月に安倍総理から TPP 交渉への 参加表明を行い、交渉参加国全てとの二国間協議のの ち、7月にマレーシアで行われた交渉会合から正式に 参加した。日本は12か国中最後に交渉に参加をする 形となったが、これまで交渉の進展に大きな役割を果 たしてきた。

2014年2月に開催されたシンガポールでの閣僚会 合では、ルール分野において多くの進展が見られ、市 場アクセスについても、物品のほか、サービス、投資、 政府調達など全般にわたって精力的に交渉が行われ た。日米間では甘利 TPP 担当大臣とフロマン米国通 商代表が二度にわたり会談を行い、日米間の懸案の解 決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続けることと なった。(「TPP シンガポール閣僚会合 結果概要」(第 Ⅲ-1-1-12)、参照)

2014年3月、オランダ・ハーグにおいて、安倍総 理とオバマ大統領が会談を行った際、TPP 交渉を加 速化させることで一致したことを踏まえ、日本と米国 は両国間の残された課題について集中的に交渉を行っ た。

日米両国は4月だけで40時間近く閣僚(甘利大臣・ フロマン代表) 間で交渉を行い、オバマ大統領が国賓 として訪日した際に行われた、4月24日の日米首脳 会談前後も閣僚同士で協議を行った。

その結果、TPPに関する二国間の重要な議題につ いて前進する道筋を特定するとともに、今後、日米が 協力して TPP を早期妥結へ導くことが重要であると いう認識のもと、全ての TPP 交渉参加国に対し、協 定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限

第Ⅲ-1-1-10図 日米の共同声明(2月22日付)

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交 渉参加国とともに、2011 年 11 月 12 日に TPP 首脳によって表明された「TPP の輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準 の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識しつつ、 両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらか じめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部 門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及び TPP の高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、 なされるべき更なる作業が残されている。

____ 資料:「日米の共同声明・2013 年 2 月 22 日」。

第Ⅲ-1-1-11 図 日米協議の合意の概要(4月12日付)(内閣官房 TPP 政府対策本部)

- 1日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米 両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。
- 2 この目的のため、日米間で TPP 交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。対象分野:保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基 準、衛生植物検疫措置(注)等
- 3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、
- (1) TPP 交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
 - 対象事項:透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等
- (2) TPP の市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最 大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓 FTA における米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティビティが両国にあることを認識しつつ、TPP におけ るルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。
- (注)日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に 関する事項について共に取り組む。

資料:「日米協議の合意の概要・2013年4月12日」

第Ⅲ-1-1-12 図 TPP シンガポール閣僚会合 結果概要

平成 26 年 2 月 25 日 内閣官房 TPP 政府対策本部

- ○2月22~25日、シンガポールでTPP閣僚会合が開催され、我が国からは甘利経済再生担当大臣が出席した。
- ○今回の閣僚会合では、各分野に残された課題の解決を目指し、SPS、投資、金融サービス、法的・制度的事項、国有企業、電子商取引、市 場アクセス(物品、繊維、サービス・投資、金融サービス、政府調達、一時的入国)、原産地規則、貿易円滑化、知的財産について全体会 合で議論を行った。
- ○また、全体会合に加え、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、米国、カナダ、ペルー、ニュージーランド、 メキシコとのバイ会談も行い、二国間の懸案事項について協議を行った。
- ○**ルール分野**については、これまで難しい課題が残されていた分野を含め、**多くの分野で大きな進展**があった。また、交渉官に対し、課題 の解決へ向けた具体的指示が出された。
- ○市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般に わたって精力的に交渉を進めた。我が国も、すべての国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。
- ○農産品のいわゆる「重要5品目」については、一連の二国間交渉や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティ ビティがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。
- ○また、TPP は、モノの関税撤廃だけではなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。
- ○**日米間では、甘利大臣とフロマン代表が二度にわたり会談を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。**双方の立場にはまだ隔たりが あるが、閣僚同士の会談を通じて議論が深まった。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- ○今次会合を通じ、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア大洋地域に 21 世紀型の新たな経済統合協定を共に作るという共通の機 運と信頼関係が醸成された。交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力して

出典:内閣官房 TPP 政府対策本部。

り早期に行動するよう呼びかけることとなった(「日 米共同声明」(第Ⅲ-1-1-13 図)、参照)

RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership:東アジア地域包括的経済連携)】(交渉中)

RCEP は、世界全体の人口の約半分、GDP の約3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的 には FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏) の実現に寄 与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが 構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・ 投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を 果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業

は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネット ワークを構築することが可能となり、東アジア地域に おける産業の国際競争力の強化につながることが期待 される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によっ て EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012年11月のASEAN 関連首脳会議において、 「RCEP 交渉の基本指針及び目的」(以下、「基本指針」) が16か国(ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、 インド、豪州、NZ)の首脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、物品貿易・サービス貿易・投資以外 に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決及びそ の他事項を交渉分野とすること、2015年末までの妥

第Ⅲ-1-1-13 図 日米共同声明/U.S.-Japan Joint Statement〈TPP 部分抜粋/原文・仮訳〉

平成 26 年 4 月 25 日 The United States and Japan: Shaping the Future of the Asia-Pacific and Beyond アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国

Our joint efforts are grounded in support for an international economic system that is free, open, and transparent, and embraces innovation. In order to further enhance economic growth, expand regional trade and investment, and strengthen the rules-based trading system, the United States and Japan are committed to taking the bold steps necessary to complete a high-standard, ambitious, comprehensive Trans-Pacific Partnership (TPP) agreement. Today we have identified a path forward on important bilateral TPP issues. This marks a key milestone in the TPP negotiations and will inject fresh momentum into the broader talks. We now call upon all TPP partners to move as soon as possible to take the necessary steps to conclude the agreement. Even with this step forward, there is still much work to be done to conclude TPP.

両国の共同の取組は、自由で、開かれ、透明であり、技術革新を推進する国際的な経済システムを支持することに基づいている。経済成長 を更に増進し、域内の貿易及び投資を拡大し、並びにルールに基づいた貿易システムを強化するため、日米両国は、高い水準で、野心的で、 包括的な環太平洋パートナーシップ(TPP)協定を達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしている。本日、両国は、TPPに **関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した。**これは、TPP 交渉におけるキー・マイルストンを画し、より幅広い交渉への新 たなモメンタムをもたらすことになる。**両国は全ての TPP 交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限り早** 期に行動するよう呼びかける。このような前進はあるものの、TPPの妥結にはまだなされるべき作業が残されている。

資料:「日米共同声明:アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国・2014年4月25日」。

結を目指すことが盛り込まれている。第1回 RCEP 交渉会合は、2013年5月に開催され、高級実務者に よる全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投 資に関する各作業部会が開催された。

直近では、3月31日~4月4日に第4回交渉会合が中国・南寧にて開催された。物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産、経済技術協力に関する各作業部会(WG:ワーキンググループ)等が開催されるとともに、新たにSTRACAP(Standards Technical Regulations and Conformity Assessment Procedures:任意規格、強制規格及び適合性評価手続)、SPS(Sanitary and phytosanitary measures:衛生植物検疫措置)のサブWGの立ち上げに合意がなされるなど、着実に議論が進展している。

東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、包括的で高いレベルの協定を目指し、2015年末の交渉完了との目標に向け、

迅速かつ精力的に交渉を進めているところである (RCEP 参加の意義 (第Ⅲ-1-1-14 図)、参照)。

【日中韓 FTA】(交渉中)

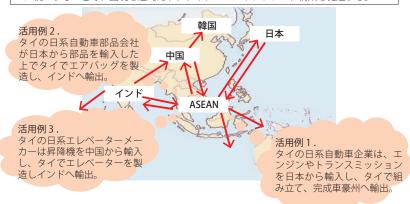
日中韓三か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、三か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の GDP 及び貿易額の約 2 割を占める。日中韓 FTAは、三か国間の貿易・投資を促進するのみならず、FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏)の実現にも寄与するものである。

民間共同研究 (2003 年~2009 年)、産官学共同研究 (2010 年~2011 年) を経て、2012 年 5 月の第 5 回日中韓サミットにて三か国首脳が日中韓 FTA の年内交渉開始につき一致、同年 11 月の東アジアサミットの際に開催された日中韓経済貿易大臣会合において交渉開始が宣言された。翌 2013 年 3 月以降、計 4 回の交渉会合を開催し、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産等の広範な分野について議論が行われて

第Ⅲ-1-1-14図 東アジア地域のサプライチェーンネットワークの統合

東アジア地域のサプライチェーンネットワークの統合

- ・東アジア地域内外への成長市場への輸出促進のため、企業のサプライチェーンの統合が必要。
- ・現在、各 EPA においてそれぞれ違ったルールが定められており、企業活動の妨げとなっている(例、原産地規則等)。RCEP のもと、簡素で企業にとって使いやすいルールに統一することで、国境を越えたサプライチェーンネットワーク構築を促進する。



資料:経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-15図 RCEPの経緯と予定

○ 2012年11月20日 ASEAN 関連首脳会議において、RCEP の交渉立ち上げ宣言 ○ 2013 年 5月9日~13日 第1回交渉会合(於:ブルネイ) 8月19日 第1回閣僚会合(於:ブルネイ) 9月24日~27日 第2回交渉会合(於:豪州) 10月9日~10日 ASEAN 関連首脳会議(於:ブルネイ) ○ 2014年 1月20日~24日 第3回交渉会合(於:マレーシア) 3月31日~4月4日 第4回交渉会合(於:中国) 6月23~27日 第5回交渉会合(於:シンガポール) 第2回閣僚会合(於:ミャンマー) 8月

第Ⅲ-1-1-16 図 日中韓 FTA の経緯と予定・現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野(15 分野)

■日中韓 FTA の経緯と予定

○ 2012 年 11月20日

日中韓経済貿易大臣会合において翌年早期の交渉開始に合意

○ 2013 年

3月26日~28日 第1回交渉会合(於:ソウル) 7月30日~8月2日 11月26日~29日

第2回交渉会合(於:上海) 第3回交渉会合(於:東京)

○ 2014年

3月4日~7日 第4回交渉会合(於:ソウル) 夏頃 第5回交渉会合(於:中国)の予定

■現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野(15 分野)

作業部会を開催 (FTA の交渉対象として正式に協議を実施): 物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、サービス貿易、投資、競争、知的財産、 SPS(Sanitary and phytosanitary measures: 衛生植物検疫)、 TBT(Technical barriers to trade: 貿易の技術的障害)、法的事項

専門家会合(FTAにおける取扱いを予断せず協議を実施):

電子商取引、政府調達、環境、食料

資料:経済産業省作成。

いる。

2014年3月に韓国・ソウルで開催された第4回交 渉会合では、物品市場アクセス関税の交渉方式(モダ リティ) について活発に議論が行われるとともに、多 くの分野において条文案に基づく交渉が開始され、協 定に盛り込むべき要素等について議論が深まるなど、 着実に議論が進展している。引き続き、包括的かつ高 いレベルの協定を目指し精力的に交渉を進めていく。 【日 EU・EPA】(交渉中)

日本とEUは、世界人口の1割、貿易額の2割、 GDP の 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、 日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が 国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資 のルール作りに寄与するものといえる。

EU は元来、GATT/WTO を中心とする多角的な貿 易交渉を通じた貿易投資自由化を重視しており、 FTA については近隣諸国や旧植民地国を中心とし て、政治的枠組みの構築を目指す連合協定の一部や、 既存の特恵貿易に関する協定を発展的に改組する形で 締結していた。しかし、2001年に立ち上がった WTO・ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉が長引き、ま た新興国の台頭に伴い世界の経済環境が変化している ことから、欧州委員会は、2006年10月に「新通商戦略: グローバルヨーロッパ (Global Europe: Competing in the World)」を発表し、WTO が引き続き世界の通商 制度における重要なプラットフォームであることを念 頭に置きつつ、FTA を通じ、欧州企業にとっての市 場アクセスの確保・非関税障壁の改善等の利益を確保 する方針を打ち出した。優先的に FTA を締結する対 象国は、①市場潜在力(経済規模と成長性)、②EU の輸出利益に対する保護水準(相手国の市場の閉鎖性 や関税水準及び非関税措置に加えて、EUの競争相手 国との FTA 締結状況等) を総合的に勘案して判断さ れており、ASEAN、韓国、南米南部共同市場(メル コスール、2000年から交渉開始)を FTA 締結の優先 国・地域として、また、インド、ロシア、GCC(湾岸 協力理事会)(1990年から交渉中)をFTAの交渉対 象候補国として特定した。この戦略に基づき、2007 年4月のEU閣僚理事会で、欧州委員会に対し、韓国、 ASEAN、インドとの FTA 交渉権限を付与する決定 が採択され、同年に交渉が開始された。韓国との FTA については、2009年10月に仮署名し、2011年 7月に暫定発効に至った。さらに近年、先進国である カナダとの CETA (包括的経済貿易協定) に基本合意 しており(2013年10月)、米国とも TTIP(環大西洋 貿易投資パートナーシップ) 交渉を 2013 年 7 月に交 渉を開始するなど、先進国とも通商関係強化に向けた 動きをみせている。

こうした中、日EU・EPAについては、2009年5 月の日 EU 定期首脳協議において日 EU 経済の統合の 強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日 EU 定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」 を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向 けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合

⁶ JETRO 調査レポート(2009)「EU の FTA 戦略及び主要 FTA の交渉動向」ブリュッセル・センター、海外調査部欧州課 http://www. jetro.go.jp/jfile/report/07000067/0906R3.pdf

 \mathbf{III}

同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業 の結果を踏まえ、2011年5月の日EU 定期首脳協議 において、交渉のためのプロセスの開始についての合 意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の 「範囲(scope)」及び「野心(ambition)のレベル」 を定める「スコーピング作業」を実施することとなっ た。

スコーピング作業は2012年5月に実質的に終了し、 同年11月29日のEU外務理事会において、欧州委員 会が加盟国より交渉権限(マンデート)を取得した。 マンデート取得に当たり、欧州委員会は加盟国との関 係で「交渉開始1年後の見直し」(レビュー)を課され、 交渉開始後1年で日本側の取組状況について加盟国に 報告・協議し、十分な成果があるか否かを評価するこ ととなった。マンデートの取得を受け、2013年3月 に行われた日EU電話首脳会談において、日EUの EPA/FTA 及び戦略的パートナーシップ協定 (SPA) の交渉開始に合意し、2013年4月の交渉開始以降、

2014年5月現在までの間、5回の交渉会合が開催され た。2014年3月31日~4月4日に東京で行われた第 5回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、投資、 知的財産権、非関税措置、政府調達等の各分野につい て議論がなされ、物品貿易の市場アクセスについては オファーの交換が行われる等、着実な進展が見られて いる。

また2013年11月に続き、2014年5月にブリュッ セルで日 EU 定期首脳協議が開催され、日 EU 両首脳 は、包括的かつ高いレベルの日 EU・EPA の早期締 結の重要性を確認した。(日 EU 定期首脳協議・共同 プレス声明 (第Ⅲ-1-1-17 図)、参照)

また、ブリュッセル訪問前に安倍総理が欧州6か国 を訪欧した際、「2015年中の大筋合意を日本政府とし ては目指したい」旨様々な機会で言及したところ、欧 州各国及び EU の首脳との間で交渉の早期締結の重要 性について一致した。

日 EU・EPA 早期締結に対しては産業界からの期

第Ⅲ-1-1-17 図 日 EU 定期首脳協議・共同プレス声明

■第 21 回日 EU 定期首脳協議・共同プレス声明(仮訳)(平成 25 年 11 月 19 日)

(パラ3)日EU首脳は、4月に交渉が開始され現在進行中の、包括的な基礎に基づく戦略的パートナーシップ協定(SPA)及び野心的な経 済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の交渉の継続的な進展の重要性を強調した。両協定が将来のパートナーシップのための長期的な 基盤として極めて重要であるとの共通認識の下、日 EU 首脳は、両協定の可能な限り早期の締結に向けた決意を改めて表明し、関係大臣/ 欧州委員に対して、交渉を一層進展させるよう指示した。このため、関係大臣/欧州委員は、物品貿易、サービス貿易、調達における野心 的な市場アクセスのオファーを遅滞なく提示し、また、非関税措置及び鉄道の課題に取り組む。

■第 22 回日 EU 定期首脳協議・共同プレス声明(仮訳)(平成 26 年 5 月 7 日)

我々は、日EU 間の貿易及び経済関係の強化の重要性、ならびに、この点で、取り分け物品、サービス及び投資における市場アクセス、鉄 道を含む調達、並びに、非関税措置に関連する問題に効果的に対処することにより、極めて重要な役割を果たし得る、高度に包括的かつ野 心的な EPA/FTA の早期の締結の重要性を再確認する。我々は、物品貿易において、市場アクセスのオファーが交換されたことや、他の分 野においても着実な進展がなされたことを歓迎する。我々は、調達、並びに、サービス貿易及び投資における野心的な市場アクセスのオファ・ の早期交換に向けた決意を改めて表明する。

資料:経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-18 図 日 EU・EPA の経緯と今後の予定

○ 2009年5月 日 EU 定期首脳協議において、日 EU 経済の統合の強化に協力する意図を表明 ○2010年4月 日 EU 定期首脳協議において、「合同ハイレベル・グループ」を設置

○2011年5月 日 EU 定期首脳協議において、スコーピング作業開始に合意

同作業の終了を受け、欧州委員会として交渉権限を理事会(加盟国)に求めることを正式決定 ○ 2012 年 7 月

○ 2012 年 11 月 EU外務理事会が交渉権限を採択

○ 2013 年

日 EU 首脳電話会談において、交渉開始を決定 3月25日

4月15日~19日 第1回交渉会合(於:ブリュッセル)

第2回交渉会合(於:東京) 6月24日~7月3日

第3回交渉会合(於:ブリュッセル) 10月21日~25日 11月19日 日 EU 定期首脳協議(於:東京)

○ 2014年

1月27日~31日 第4回交渉会合(ブリュッセル)

3月31日~4月4日 第5回交渉会合(東京)

5月22日~25日 欧州議会選挙

春頃 EU 加盟国による交渉状況レビュー

10月 現欧州委員の任期満了

待も強く、2013年11月と2014年5月の日EU定期 首脳協議前には、欧州企業を含む多数の団体が交渉を 支持する声明を発表した。2014年4月には、日欧産 業界が双方の経済成長を促進するための会合である 日・EU ビジネス・ラウンドテーブル (BRT) 年次会 合を開催し、可能な限り早期に日 EU・EPA を締結 することへの要請と、そのために全力で支援する決意 を表明した内容の提言書を採択し、日 EU 両政府に提 出した。

2014年5月現在、EU側は交渉開始1年後の「見直 し」を行っており、交渉継続が決定されれば、早期締 結に向け速やかに次回交渉会合を実施することとなる。

(2) その他の経済連携の取組

【日豪 EPA】(大筋合意)

2007 年 4 月に第1回交渉会合が開催された本 EPA 交渉は、2012年6月までに16回の交渉会合を実施す るとともに、その後も閣僚折衝や実務協議を継続して きた。2014年4月7日、安倍総理とアボット首相は 首脳会談を行い、日豪 EPA 交渉の大筋合意を確認し た。今後、両国は可能な限り早期の署名に向けて迅速 に作業を進めていく。

豪州は、これまで日本が締結した二国間 EPA の パートナーとして最大の貿易相手国。本 EPA は、貿 易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野 を含む包括的協定であり、アジア太平洋地域のルール 作りに資するものと考えられる。(「日豪経済連携協定 の大筋合意について」(第Ⅲ-1-1-19 図)参照)

【日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定 サービス・ 投資章】(実質合意)

ASEAN 全体との EPA である日・ASEAN 包括的 経済連携 (AICEP) は、2004年11月の首脳間での合 意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年 4 月14日に各国持ち回りでの署名を経て、2014年5月 時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発 効している。AJCEPは、日本と ASEAN を1つのエ リアとして、人口7.4億人、経済規模8兆3千億ドル (2012年)の自由な経済圏を制度化するものであり、 日本と ASEAN 双方の経済活性化促進の観点から、 非常に重要な意義がある。

2010年10月より交渉が行われていたAJCEPの サービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉 を経てルール部分について実質合意に至り、2013年 12月の日 ASEAN 特別首脳会議において同成果は各 国首脳に歓迎された。

今後は残された技術的論点の調整や、サービス分野 の市場アクセス交渉を行っていく。

【日韓 EPA】(交渉中断中)

韓国との EPA 交渉は 2003 年 12 月に交渉を開始し たものの、2004年11月の第6回交渉会合を最後に事 実上中断している。2008年2月の福田総理(当時) と李明博大統領(当時)との日韓首脳会談の合意を受 け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。ま た、2011年10月に野田総理(当時)と李明博大統領(当 時)の間で行われた日韓首脳会談において、交渉再開 に必要な実務的作業の本格的実施につき合意し、実務 協議が行われてきたが、現在まで交渉再開には至って いない。

【日 GCC・FTA】(交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サ ウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる GCC(湾岸 協力理事会) 諸国との FTA については、2006 年 9 月 に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会 合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、

第Ⅲ-1-1-19図 日豪経済連携協定の大筋合意について

- 1. 本日、2007 年より交渉を重ねてきた豪州との経済連携協定の交渉が大筋合意に至ったことを高く評価したい。
- 2. 本協定により、我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、発効時に直ちに8割を超える水準になる。また、輸出 の約半分を占める自動車分野(関税率5%)において、格段の市場アクセスの改善が実現する。
- 3. 具体的には、豪州への完成車輸出額の約 75% が即時に関税撤廃され、中でも主力の 1,500cc 超 3,000cc 以下のガソリン車は全て即時撤廃 されることとなる。また、残る完成車も3年目には関税が撤廃されるほか、自動車部品は即時を含め主に3年目までに撤廃される。
- 4. 関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給の確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、 知的財産の保護など、幅広い分野において高い水準の合意が確認された。
- 5. 日本と豪州の経済関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。一日 も早い署名・発効に向けて、引き続き最大限の努力をしていく。

出典:経済産業大臣談話・2014年4月7日。

Ш

GCC 側の要請により交渉が延期されており、現在、 我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約77% (2013年)を占め、また我が国からの総輸出額も2 兆円に達する(2013年)。さらに、人口増加に伴う大 規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民 一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿 易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点 に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な 関係を形成・維持することが重要である。

【日モンゴル EPA】(交渉中)

日モンゴル EPA 交渉は、2010年1月に行われた政 府間の実務レベル協議において、官民共同研究を立ち 上げることが決定され、日モンゴル両国首脳に EPA の早期の交渉開始を提言する内容の共同研究最終報告 書が2011年3月に完成した。同報告書を受け、2012 年3月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相 互補完的な経済関係の構築に向けて、日モンゴル EPA 交渉を開始することで一致した。

第1回交渉会合が2012年6月に行われ、最近では 2014年4月に第6回交渉会合が開催された。直近の 会合では、総則・最終規定、物品貿易、投資、サービ ス、知的財産、電子商取引、原産地規則、税関手続、 競争、協力、紛争解決、SPS(衛生植物検疫措置)、 TBT(貿易の技術的障害)等の分野につき議論が行わ れ、進展が見られた。

日モンゴル EPA が締結されればモンゴルにとって 初めての EPA/FTA となり (2014 年 5 月現在、モン ゴルはいずれの国とも EPA/FTA を締結していな い)、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資す るだけでなく、2010年11月の日本・モンゴル共同声 明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向け た重要なステップとなる。

【日カナダ EPA】(交渉中)

カナダは、シェールガスなど我が国の新たなエネル ギー・鉱物資源の調達先として着目されている。資源 の安定確保の観点に加え、カナダからのエネルギー供 給は、他国・地域の海域を経由しないことから、エネ ルギー安全保障上有利であり、カナダとの経済関係の 深化は大きな意義がある。

日カナダ EPA 交渉については、2011年3月から2012 年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告 書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3 月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益

に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致し た。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では 2014年3月に第5回交渉会合が開催された。

直近の会合では、サービス貿易、投資、知的財産、 鉱物・エネルギー資源・食料等の分野につき有意義な 議論が行われた。

【日コロンビア EPA】(交渉中)

コロンビアは、高い成長率(今後5年間で平均4% 強)が見込まれる人口 4,800 万人の市場であり、EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期 待される。コロンビアは、中南米諸国との FTA に加 え、米国、EU、カナダとも既に FTA を発効済みで ある他、韓国の FTA にも署名済みである。

2011年9月の日コロンビア首脳会談において日コロン ビア EPA の共同研究立ち上げが合意されたことを受け 共同研究が開始し、2012年7月に報告書がとりまとめら れ、あり得べき EPA は両国に多大なる利益をもたらすで あろうことが明らかになった。共同研究報告書を受けて 2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国 は EPA 交渉を開催することで一致した。

第1回交渉は2012年12月に開催され、最近では 2014年5月に第5回交渉会合が開催された。第5回 交渉会合では、物品貿易、協力、政府調達、SPS(衛 生植物検疫)、TBT(貿易に関する技術的障害)等の 幅広い分野について議論が行われ、進展が見られた。

【日トルコ EPA】(交渉開始に合意)

トルコは高い成長率(今後5年で平均5%強)が見 込まれる人口 7,500 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・ 投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国 企業の関心は高い。トルコは、EU・トルコ関税同盟 の締結等、EUとの間で特に強い通商上の結びつきを 形成しているほか、中東アフリカ諸国や、近年ではチ リや韓国との間で FTA を発効済みである。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日・トルコ 貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同 研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、 同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究 が開催され同年7月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた 日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始する ことで一致した。今後、スコーピングを経て、正式に 交渉を開始する予定である。

5.「EPA のライフサイクル」

以上、現在交渉中、交渉開始に合意したEPA/ FTA を紹介したが、グローバルに展開するビジネス の要請に応えるには、このような新たな協定締結に向 けた取組に加えて、EPA/FTAの円滑な利用促進、 既存 EPA の内容の改善(再交渉)も重要である。

現在、我が国の発効済み EPA においては企業によ る活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるとい える。

今後、政府のみならず JETRO7、日本商工会議所 8、

業界団体等による積極的な EPA の普及啓蒙・利活用率 の向上・着実な執行、「ビジネス環境の整備に関する委 員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交え た協議⁹、EPA の利活用実態やニーズを踏まえた協定 見直し¹⁰等、いわば「EPA のライフサイクル」にわたっ て、EPA の質を高めていくことが非常に重要であると言 える。

なお、発効済み EPA/FTA を活用した企業の事例 は第4節で特集した。

EPA 利活用相談 (日本企業の方)https://www.jetro.go.jp/services/advice/、EPA アドバイザー等海外進出企業の支援サービス (在海外 企業の方) https://www.jetro.go.jp/services/advisor/

⁸ 特定原産地証明書の指定発給機関 http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/

⁹ ビジネス環境の整備に関する委員会 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html

¹⁰ 日シンガポール EPA は 2002 年発効、2007 年改正。日メキシコ EPA は 2005 年発効、2012 年改正。